

令和5年度二宮町防災会議次第

日 時:令和5年7月12日(水)
10時00分から

場 所:二宮町町民センター 2A クラブ室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 令和5年度二宮町総合防災訓練について

(2) その他

4 閉 会

二宮町防災会議出席者名簿

	職名等	氏名	役職名・出席者氏名 (代理出席含む)	随行者名
1	会 長	ムラタ クニヨ 村田 邦子	同左	
2	関東農政局 神奈川県拠点 総括農政推進官	ハラ ユウジ 原 裕二	欠席	
3	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署長	ホヤ ヒロユキ 保宮 英幸	地域艱難防止対策官 海實 朝日	航海士補 西野 裕生
4	湘南地域県政総合センター所長	シダ ヒロノリ 篠田 寛	県民・防災課長 大日向 章弘	
5	平塚土木事務所長	ミトウ ミツシ 近藤 充志	同左	
6	平塚保健福祉事務所長	カハカ タカシ 長岡 正	企画調整課長 深谷 丈行	
7	企業庁平塚水道営業所長	ヤマタ ヨシノブ 山田 修	同左	
8	大磯警察署長	サトウ マコト 佐藤 真	警備課長	
9	二宮町副町長	ワタベ ヤスシ 渡邊 康司	同左	
10	二宮町総務部防災担当参事	ニヤマ ヒロシ 西山 哲也	同左	
11	二宮町教育長	モリ ヒロヲ 森 英夫	同左	
12	二宮町消防長	オグラ アツシ 小椋 淳喜	同左	
13	二宮町消防団長	ワタベ ツネフミ 渡邊 恒文	同左	
14	東日本電信電話(株)神奈川西支店	マキノ ケンタ 牧野 元拓	同左	
15	東日本旅客鉄道(株)国府津駅長	ミヤタ ヲサム 宮里 豊	同左	
16	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所	タニ ヒロキ 谷 秀樹	助役 志村 直生	
17	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	ヤマグチ ツシム 山口 剛	同左	次長 松枝 誠
18	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長	ナカノ ヒロノリ 中嶋 秀和	同左	
19	日本郵便(株) 二宮郵便局長	ノノ 誠 野宮 誠	欠席	
20	二宮町地区長連絡協議会長	セキグチ マサミ 関口 正美	同左	
21	小田原ガス(株)取締役社長	ハラ マサキ 原 正樹	保安チームリーダー 長崎 行秀	
22	中郡医師会二宮班長	アンドウ ショウ 安藤 豪	欠席	
23	陸上自衛隊第4施設群長	ホンダ ケンジ 本多 健二	欠席	
24	二宮建設協力会長	タカミ マツヲ 高宮 松蔵	欠席	

令和5年度二宮町総合防災訓練
安否確認訓練及び情報受伝達訓練実施計画

1 目的

大規模地震発生時による初動体制の強化及び検証の実施。また、町と自主防災組織、防災関係者が一体となった訓練を実施することにより防災体制の確立及び防災意識の高揚を図り、併せて各地区の安否確認を中心とする訓練の実施によりさらなる共助の強化を図ることを目的とする。

2 訓練の名称

令和5年度 二宮町総合防災訓練

3 実施日時

令和5年9月3日（日） 地震発災 午前8時00分

4 訓練会場 二宮町全域

二宮町役場・災害時地区本部・広域避難所・町立体育館・仮設こどもの広場など

5 訓練内容

- (1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（町・自主防災組織・関係団体）
- (2) 災害時地区本部運営訓練（自主防災組織）
- (3) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市住民）
- (4) 広域避難所開設・運営訓練（町・自主防災・住民・災害協定機関）
- (5) 災害ボランティアセンター開設訓練（町・社会福祉協議会）
- (6) 地区自主防災訓練（当日実施を希望する地区）

6 想定（参考資料「神奈川県地震被害想定調査報告書」）

令和5年9月3日（日）午前8時00分、二宮町は神奈川県近海を震源とする震度6強の強い地震に見舞われた。この地震によって建物の倒壊が発生する中、相模湾一帯に大津波警報が発令された。

(1) 訓練地震規模

○震度6強

○津波発生 二宮町5m 最大津波到達時間約5分

・避難訓練は、津波ハザードマップ（令和3年10月作成）の浸水想定をもとに訓練を実施する。

(2) 訓練被害規模（神奈川県被害想定調査報告書による想定値を準用）

○建物被害 全壊10棟 半壊270棟 火災件数5件 焼失棟数1棟

○人的被害 死者0人 負傷者110人（うち軽症者60人、中等症者50人）

○土砂崩れ、液状化の被害なし。津波による浸水被害なし。

○電気23,390軒停電、ガス1,740戸供給停止（都市ガス）、通信回線10,070回線不通。

上下水道においては、上水80人断水、下水440人機能支障。

7 参加予定機関（調整中）

二宮町	二宮町地区長連絡協議会	二宮町議会
中郡医師会二宮班	二宮町教育委員会	二宮町消防本部・消防署
二宮町消防団	大磯警察署	陸上自衛隊第4施設群(予定)
神奈川県企業庁平塚水道営業所	神奈川県管工事業協同組合西湘支部	神奈川県防災消防共同組合湘南支部
二宮町社会福祉協議会	防災協定機関（予定）	

8 訓練実施項目

(1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（行政・自主防災組織・関係団体）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
情報伝達訓練	J-アラートによる「緊急地震速報」受信により、防災行政無線により住民に対して地震発生到来内容を放送し、住民への情報伝達を行う。緊急速報メール、ツイッターも併せて活用する。 また消防署による災害状況確認、海面監視、避難広報を実施	消防署 消防団 町職員
危険回避訓練 （シェイクアウト訓練）	「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。 （安全確保行動）「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避（身を守る）行動を行う。 火の元確認。建物の損壊状況、ガスの元栓確認。自宅のブレーカーを降ろすことにより通電火災の防止策をとる。	全体
安否確認情報収集訓練	安否情報確認システムを活用して、町職員、町議会議員、中郡医師会二宮班員、地区長（自主防災組織）に対し安否確認を行い、更に災害時地区本部の立ち上げ要請を行う。	町議会議員 中郡医師会二宮班 地区長（自主防災組織） 町職員

広域避難所開設情報伝達訓練	広域避難所開設準備 災害対策本部へ情報伝達を行う。 災害情報共有システム「タイムライン」を活用し、災害対策本部へ情報伝達を行う。 なお、避難所運営訓練も実施	広域避難所配備職員
---------------	---	-----------

(2) 災害時地区本部運営訓練（行政・自主防災組織）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
安否確認訓練 避難行動要支援者	各地区は災害時地区本部を拠点に、地区で決定している方法と名簿で安否確認訓練を行う（安否確認は、確認情報の統一化を推進している）。避難行動要支援者に対する連携訓練を行う。	自主防災組織 住民
情報伝達収集訓練	地区内における被害状況の情報収集を行う。防災行政無線（移動系）を活用し、災害対策本部と情報受伝達訓練を行う。	自主防災組織

(3) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市民）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
情報伝達訓練	Jアラートによる「大津波警報」広報。消防署による海面監視、避難広報を実施。緊急速報メールで伝達	消防署
避難訓練	川匂地区（通川匂）、茶屋地区、梅沢地区住民及び海浜利用者は、津波災害指定避難場所、もしくは高台に避難する。避難経路の確認	川匂地区 （通川匂・小田原市住民） 茶屋地区 梅沢地区 （津波浸水想定区域）
避難誘導	自ら避難できる体制を確保しつつ、津波に対する避難者の安全確保を図る。	消防署 大磯警察署

(4) 広域避難所開設・運営訓練

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
避難所開設・運営訓練 (町立体育館)	共助、公助の連携により、避難所に伴う防災用品、パーテーション等の設置 防災協定機関との連携訓練	広域避難配備職員 町職員※各課班長級以下の職員2名から3名程度協力 自主防災組織(各地区2名から3名)を募り避難所受付・運営訓練に参加 地域住民 自衛隊 防災協定関係機関
避難所炊き出し訓練 避難所給水訓練	自衛隊による炊き出し訓練 給水車による給水受け入れ訓練	町職員 自主防災組織 地域住民 自衛隊 企業庁水道局 管工事業協同組合西湘支部

(5) 災害ボランティアセンター開設訓練

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
災害ボランティアセンター開設訓練	災害復旧に向け全国各地から応援に駆けつけてくれる、災害ボランティアの受け入れ訓練を実施	町職員 社会福祉協議会 地域住民

(6) 地区自主防災訓練(当日実施を希望する地区)

訓練項目	訓練内容	参加機関(者)
地区自主防災訓練	移動式消火資機材を使用した初期消火訓練 応急救護訓練 など	地区自主防組織 消防署

9 その他

- 当日訓練中止の場合は次のとおりとして、中止決定は当日6時30分とする。
関係機関には防災安全課より電話により連絡を行い、町民には防災行政無線で周知する。
(中止による放送時間、7時30分)
当日の訓練実施に関する問い合わせは、防災安全課(71-3319(直通))又は消防署で対応。
(72-0015(代表))
(ア) 県内もしくは二宮町内に、防災気象情報における警報又は災害が発生する恐れがある気象状況が認められる場合。
(イ) 雨天により訓練参加者の安全確保が困難な場合。
(ウ) その他、訓練を実施することが困難と認める場合。
- 津波対策訓練対象地区は、通川勾地区、茶屋地区、梅沢地区とします。
- 防災行政無線による情報受伝達訓練は、防災行政無線(以下移動系無線)配備済20地区から報告する。なお、釜野は釜野児童館から報告、川勾は入川勾老人憩いの家に配備する移動系無線を活用し報告する。また越地 JR 南側は越地児童館に報告する。

10 近年の二宮町総合防災訓練実施結果一覧

年 度	地区名	会 場
平成 29 年度	元町北・元町南・富士見 1・富士見 2・富士見 3・松根	花の丘公園多目的広場
平成 30 年度	一色・緑が丘・中里	二宮高校
令和元年度	百合が丘 1, 2, 3	一色小学校
令和 2 年度	町内全域:新型コロナウイルス蔓延防止のため、安否確認訓練及び情報伝達訓練を実施	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所
令和 3 年度	※新型コロナウイルス蔓延により緊急事態宣言発令のため、訓練中止	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所 旧国立小児病院跡地仮設こどもの広場
令和 4 年度	情報伝達訓練及び災対本部運用訓練 (SCN 取材対応)、安否確認訓練、各地区訓練 (9 地区)、広域避難所運営訓練を実施 津波避難訓練実施	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所

令和5年度 二宮町総合防災訓練

○地震発生想定日時○

令和5年9月3日（日）8:00

○訓練想定○

近海を震源とする震度6強の地震が発生し、建物の倒壊や津波警報が発令されたという想定で行います。

○訓練内容○

今回の総合防災訓練では、下記訓練を実施します。
8時の防災行政無線の放送を合図に実践しましょう。

○注意事項○

- 町内・隣接市町にいる方の携帯電話・スマートフォンにエリアメール・緊急速報メールが届きます。マナーモードでも鳴動しますので、不都合がある場合は電源を切るようお願いします。
- 訓練開始に伴い、防災行政無線で緊急地震速報を放送します。実際の災害とお間違えないようご注意ください。
- 県内で警報発令や災害が発生する恐れのある場合などは中止とし、7:30に防災行政無線でお知らせします。

■シェイクアウト訓練

自分の身は自分で守る
「自助」の行動を！



8:00

地震発生

8:10

9:00

訓練終了

■津波避難訓練

※梅沢・茶屋・川匂地区にお住いの方
津波は、地震発生後、数分で到達します。
いざという時に、速やかな避難行動がとれるように、今一度、避難経路や避難先を確認しましょう！

■情報伝達訓練

各地区でまとめた
安否確認情報・被害情報を無線機で町に報告する訓練を実施します。



■安否確認訓練

黄色いタオルを玄関先で掲示するなど、各地区で決められた安否伝達の方法を実践しましょう！



参加募集型の訓練を開催します！
下記訓練への**参加者募集中！**（実施場所：町立体育館）

■広域避難所開設・運営訓練 ■自衛隊による炊き出し・給水訓練

- ・と き：9:30～12:00
 - ・対 象：町内在住（先着50名）
- ※試食・試飲もあります。



■ペット同行避難訓練 ※要事前申込

- ・と き：10:30～11:30
- ・対 象：町内在住（先着10組）
- ・申 込：電話もしくはメール
- ・申込期間：8/1(火)～8/22(火)



※訓練への参加時はペットとの避難を想定した用具を準備してきてください。

■災害ボランティアセンター開設訓練

- ・と き：10:30～11:30
- ※災害時ボランティア受入れのための訓練です。



訓練の詳細や訓練の参加申込については、
二宮町防災安全課までご連絡ください。

- ・0463-71-3319（直通）
- ・bousai@town.ninomiya.kanagawa.jp

災害に備えて平時からできることを！



災害が起きたときのために ペットとの避難準備をしておきましょう

現在、町内では約1,600頭の犬が登録され、そのほかにも、猫や鳥、小動物など多くのペットが飼われています。

災害が発生したときも大切なペットと一緒に避難するため、日ごろから次のことに備えておきましょう。

1 飼い主の明示を徹底

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうことがあります。探すときや保護された場合に識別できるよう鑑札・名札をつけましょう。



マイクロチップの装着も効果的です。

2 しつけをしておく

避難所でのトラブル防止のため、基本的なしつけをしておきましょう。

- 無駄吠えをさせないようにする
- キャリーバッグやケージに慣らしておく
- 人や動物との接触に慣らしておく
- さまざまな音や物に慣らしておく など

3 動物用避難用品の準備

避難所には、原則ペット用品の備蓄はないため、各自で用意する必要があります。ペット用の非常用持出袋も準備しておきましょう。

- フード、水、薬など(5日分以上)
- ペットシート、リード
- キャリーバッグ、ケージ
- ふん尿の処理用具 など



4 健康管理

狂犬病予防接種のほか、各種ワクチン接種やダニ・ノミの駆除などをしましょう。

また、動物病院にかかり、健康管理をしておくことも大切です。



5 一時預かり先の確保

避難所へ連れていくことができない場合なども想定し、あらかじめ一時預け先を確保しておくことで安心です。ペットが慣れている親せきや知人など、必ず事前に相談しておきましょう。

※後日トラブルが生じないよう、条件や期間、費用などを事前に確認しておきましょう。



大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類ほちゆうの同行避難はできませんのでご注意ください。

©東京ハイジ/ニ宮町

ローリングストックのすすめ

ローリングストックとは、普段から少し多めに食材や加工品を買い、使った分を新しく買い足していくことで、常に一定量を備蓄しておく方法のことです。

ご家庭で実践してみましょう。



アプリは登録していますか？

町では災害情報配信アプリ「ハザードン」を運用しています。

- ・避難所の開設情報
- ・防災行政無線の放送内容
- ・警報の発令状況を確認することができます。詳細は下記 QR コードから町ホームページにて



○二宮町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 26 日条例第 20 号

改正

昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号
平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号
平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号
平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号

参考資料

二宮町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、二宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二宮町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 防災上重要な施設の管理者で町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認めるものうちから町長が任命する者

6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町防災会議の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議の傍聴及び人数の制限等)

第3条 会議は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為により、審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って傍聴者を退場させることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。

(会議録)

第5条 会議録は、要旨をまとめて公開する。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関に所属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営等に関し必要な事項が生じたときは、審議会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。